

令和6年分 配分金支払証明書の送付について

配分金支払証明書をお送りしましたので、税務申告の際にご利用ください。これは、会員の皆さんが令和5年12月から令和6年11月までの期間に就業して得た配分金収入（令和6年1月15日支払分から令和6年12月16日支払分まで*消費税を含む。）の合計額を証明するものです。

なお、「発行日」及び「押印」を省略しておりますが、会員が税務申告等でお使いになる際に『無効』となるものではありません。ただし、手続きの必要性により「発行日の記載」及び「押印あり」の証明書を希望される方は、事務局までお申し出ください。

配分金収入等に対する所得税の取り扱いについて（参考）

会員の配分金の収入は、所得税法上の「雑所得」に該当します。

雑所得の合計は、以下の(1)と(2)との合計額とされています。（所得税法35条）

- (1) その年中の「公的年金等」の収入金額から「公的年金等控除額」を控除した残額
- (2) その年中の「雑所得」（公的年金等に係るものを除く。）に係る総収入金額から、「必要経費」（※1）を控除した金額

〔控除できる額等について〕

1 基礎控除

基礎控除は、ほかの所得控除のように一定の要件に該当する場合に控除するというものではなく、一律に控除されます。基礎控除の額は、合計所得金額に応じて異なりますが、個人の合計所得金額が2,400万円以下の場合は48万円とされています。

（国税庁タックスアンサー所得税 No. 1199）

2 雑所得、給与所得の控除

雑所得の所得金額の計算については、これらの所得の合計の計算上その「収入総額」から控除する必要経費（※1）が55万円未満となるときは、実際の必要経費がなくても、最低55万円までの必要経費の控除ができるとされています。

（租税特別措置法27条、国税庁タックスアンサー所得税 No. 1810）

- (※1) 「必要経費」とは、原則、雑所得等を得るために直接要した費用をいい（所得税法37条）、会員がセンターから提供された請負就業の完成、遂行に直接要した経費が該当します。例えば、センターから提供された仕事の完成、遂行に要した材料費等で会員自ら負担した費用や、就業場所への往復に要した交通費が該当します。

上記事項は、国税庁のホームページでもご覧いただけます。また、配分金収入以外にも、給与収入（シルバー派遣等による短期就職期間の賃金が該当）がある場合や、公的年金を受給している場合など、人それぞれ条件により異なります。

配分金収入等に対する所得税の取り扱いについて（会員さんが当てはまる事例にて参考）

共通条件 65歳以上で公的年金収入が110万円以下の場合

事例1 配分金が36万円の場合

①公的年金収入	1,000,000円	②配分金収入	360,000円
(1) 公的年金収入に係る計算	公的年金収入 1,000,000円	- 公的年金等の控除額 1,100,000円	= (A) 0円
(2) 配分金に係る計算	配分金収入 360,000円	- 最低保証必要経費 550,000円	= (B) 0円
(3) 所得控除及び所得税額	所得金額 (A) + (B) = 0円 + 0円		= 0円
所得金額	基礎控除 0円 - 480,000円	= マイナスに なるため0円	▶ 納税額0円

事例2 配分金が120万円の場合

①公的年金収入	1,000,000円	②配分金収入	1,200,000円
(1) 公的年金収入に係る計算	公的年金収入 1,000,000円	- 公的年金等の控除額 1,100,000円	= (A) 0円
(2) 配分金に係る計算	配分金収入 1,200,000円	- 最低保証必要経費 550,000円	= (B) 650,000円
(3) 所得控除及び所得税額	所得金額 (A) + (B) = 0円 + 650,000円		= 650,000円
所得金額	基礎控除（一律） 650,000円 - 480,000円	= 170,000円	

*一律控除される「基礎控除」のほか、個々の会員の状況により、他の所得控除（医療費控除、社会保険料控除、生命保険料控除など）の要件に当てはまる場合には、所得金額の合計額から差し引くことができます。

納税額	課税される金額 × 所得税率	=	所得税額 8,500円
	170,000円 × 5%		
	所得税額 × 復興特別所得税額	=	復興所得特別税額 100円（百円未満切捨て）
	8,500円 × 2%		
	所得税額 + 復興特別所得税額	=	納税額 8,600円
	8,500円 + 100円		

ご不明な点は、最寄りの税務署にお問い合わせください。

麴町税務署TEL:3221-6011

神田税務署TEL:4574-5596

また、所得税の確定申告が必要ない場合でも、住民税の申告が必要な場合があります。住民税に関する詳細は、千代田区役所にお問い合わせください。

区役所（代表）TEL:3264-2111